第３回嬉野市議会定例会議案

平成３０年９月３日提出

嬉　野　市

報告番号	提出年月日	報　告　名	頁
8	平成30年9月3日	専決処分（第６号）の報告について	1
9	〃	専決処分（第７号）の報告について	3
１０	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	5
１１	〃	平成２９年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について	8
１２	〃	平成２９年度嬉野市健全化判断比率の報告について	9
１３	〃	平成２９年度嬉野市資金不足比率の報告について	１０

議案番号	提出年月日	議　案　名	頁
７３	平成30年9月3日	専決処分（第８号）の承認を求めることについて（平成３０年度嬉野市一般会計補正予算（第２号））	別冊
~~７４~~	〃	~~嬉野市公の施設等の使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について~~	~~１１~~ 撤回削除
７５	〃	嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	４４
７６	〃	嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	４６
７７	〃	嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について	４８
７８	〃	平成３０年度嬉野市一般会計補正予算（第３号）	別冊
７９	〃	平成３０年度嬉野市水道事業会計補正予算（第２号）	〃
８０	〃	平成２９年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について	〃
８１	〃	平成２９年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
８２	〃	平成２９年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
８３	〃	平成２９年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	〃
８４	〃	平成２９年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
８５	〃	平成２９年度嬉野市浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について	〃
８６	〃	平成２９年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
８７	〃	平成２９年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃

議案番号	提出年月日	議　案　名	頁
８８	平成30年9月3日	平成２９年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	別冊
８９	〃	平成２９年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	〃

諮問番号	提出年月日	諮　問　名	頁
2	平成30年9月3日	人権擁護委員候補者の推薦について	５３
3	〃	人権擁護委員候補者の推薦について	５４

報告第８号

専決処分（第６号）の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成１８年嬉野市条例第２０４号）第２条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

平成３０年９月３日提出

嬉野市長　村上　大祐

専決処分第６号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成１８年嬉野市条例第２０４号）第２条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成３０年６月８日

嬉野市長　　村上　大祐

１　事故の内容

嬉野市立大草野小学校敷地内での除草作業中における自家用車左側リアガラスの破損

２　事故発生年月日

平成３０年５月２２日

３　事故発生場所

嬉野市嬉野町大字下野丙８０番地

４　損害賠償額

金２６，６１１円

５　過失割合

１００パーセント

６　損害賠償の相手方

[redacted]

報告第９号

専決処分（第７号）の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成１８年嬉野市条例第２０４号）第２条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

平成３０年９月３日提出

嬉野市長　村上　大祐

専決処分第７号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成１８年嬉野市条例第２０４号）第２条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成３０年８月１日

嬉野市長　　村上　大祐

１　事故の内容

イカダ公園駐車場での除草作業中における自家用車右側前方小窓ガラスの全破損

２　事故発生年月日

平成３０年７月２３日

３　事故発生場所

嬉野市塩田町大字馬場下甲１９８１番地３

４　損害賠償額

金２４９，８７８円

５　過失割合

１００パーセント

６　損害賠償の相手方

[redacted]

報告第１０号

議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成２６年嬉野市条例第４１号）第２条の規定により下記のとおり報告する。

平成３０年　９月　３日　提出

嬉野市長　村上　大祐

記

予定価格１３０万円以上の工事又は製造の請負契約（第２条第１項関係）

番号 平成30年 第３回 定例会	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額（円）	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
1	福祉課	平成30年度 嬉野老人福祉ｾﾝﾀｰﾄｲﾚ改修工事	嬉野老人福祉ｾﾝﾀｰ	1,879,200	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役　今西 義広	H30年7月18日	H30年7月18日 ～ H30年9月14日
2	うれしの温泉観光課	平成30年度 志田焼の里博物館改修工事	志田焼の里博物館	4,168,800	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役　山口 貞彦	H30年7月31日	H30年7月31日 ～ H30年10月31日
3	うれしの温泉観光課	平成30年度 嬉野市源泉集中管理事業 源泉集中管理ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｼｽﾃﾑ構築工事	嬉野町大字下宿地内	92,033,280	指名競争入札	長崎県諫早市幸町72-4 (株)カワサキコーポレーション 長崎営業所長　寺田　博昭	H30年7月18日	H30年7月18日 ～ H30年12月14日
4	建設・新幹線課	29繰改第14号 市道立岩線道路改良工事	嬉野町大字下野地内	2,376,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役　杉原 康一	H30年6月21日	H30年6月21日 ～ H30年8月17日
5	建設・新幹線課	29繰改第15号 市道長野線道路改良工事	嬉野町大字不動山地内	7,020,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役　神近 利久	H30年7月23日	H30年7月23日 ～ H30年9月28日
6	建設・新幹線課	30改第1号 市道千堂新村線道路改良工事	塩田町大字五町田地内	2,592,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字谷所甲4435 小森建設 個人事業主　小森 隆昭	H30年7月18日	H30年7月18日 ～ H30年8月31日

予定価格１３０万円以上の工事又は製造の請負契約（第２条第１項関係）

番号 平成30年 第３回 定例会	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額（円）	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
7	建設・新幹線課	30改第2号 市道本通り線舗装改良工事	嬉野町大字下宿地内	1,836,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役　神近 利久	H30年7月18日	H30年7月18日 ～ H30年8月31日
8	建設・新幹線課	30改第3号 市道七ッ川内線道路改良工事	嬉野町大字下野地内	7,236,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役　杉原 康一	H30年8月3日	H30年8月3日 ～ H30年9月28日
9	環境下水道課	30公下第1号 駅前汚水管渠布設工事	嬉野町大字下宿地内	16,956,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役　神近 利久	H30年7月20日	H30年7月20日 ～ H30年11月30日
10	環境下水道課	30公下第2号 駅前汚水管渠布設工事	嬉野町大字下宿地内	9,666,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役　杉原 康一	H30年7月20日	H30年7月20日 ～ H30年11月30日
11	環境下水道課	30公下第3号 下岩屋地区汚水管渠布設工事	嬉野町大字下野、大字岩屋川内地内	37,800,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬉野支店 取締役嬉野支店長　山口 勇	H30年7月20日	H30年7月20日 ～ H31年1月25日
12	環境下水道課	30公下第4号 下岩屋地区汚水管渠布設工事	嬉野町大字下野、大字岩屋川内地内	25,380,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役　中野 淳一	H30年7月20日	H30年7月20日 ～ H31年1月25日
13	環境下水道課	平成30年度 嬉野市営浄化槽事業 H30-017号浄化槽設置工事	塩田町大字久間地内	1,472,040	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲1811-5 (有)イケダ 代表取締役　池田　一信	H30年5月28日	H30年5月28日 ～ H30年7月6日
14	環境下水道課	平成30年度 嬉野市営浄化槽事業 H30-018号外浄化槽設置工事	塩田町大字馬場下地内	2,959,200	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役　高島 義孝	H30年5月28日	H30年5月28日 ～ H30年7月20日
15	環境下水道課	平成30年度 嬉野市営浄化槽事業 H30-026号外浄化槽設置工事	塩田町大字馬場下地内	1,799,280	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲1811-5 (有)イケダ 代表取締役　池田　一信	H30年7月30日	H30年7月30日 ～ H30年9月14日

予定価格１３０万円以上の工事又は製造の請負契約（第２条第１項関係）

番号 平成30年 第３回 定例会	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額（円）	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
16	環境下水道課	平成30年度 嬉野市営浄化槽事業 H30-028号浄化槽設置工事	嬉野町大字 吉田地内	2,710,800	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字不動山乙152-1 飯田設備 代表者　飯田 利光	H30年7月30日	H30年7月30日 ～ H30年9月14日
17	水道課	嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 新幹線温泉駅6-1・5号線 配水管布設工事	嬉野町大字 下宿地内	3,024,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙29-2 石丸鉄工設備(有) 代表取締役　石丸 英文	H30年5月18日	H30年5月18日 ～ H31年1月25日
18	水道課	市道下宿三坂線 配水管布設替(1工区)工事	嬉野町大字 下宿地内	4,136,400	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役　今西 義広	H30年5月18日	H30年5月18日 ～ H30年8月31日
19	水道課	市道下宿三坂線 配水管布設替(2工区)工事	嬉野町大字 下宿地内	4,023,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿丁414-1 中島設備 代表者　中島 正次	H30年5月18日	H30年5月18日 ～ H30年8月31日
20	水道課	嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 国道34号 配水管布設替工事	嬉野町大字 下宿地内	13,716,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役　小川 辰弘	H30年5月18日	H30年5月18日 ～ H31年1月25日
21	水道課	市道永石公民館線 配水管布設工事	塩田町大字 谷所地内	3,002,400	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役　西野 和博	H30年7月31日	H30年7月31日 ～ H30年8月31日

・履行の場所：　庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
・契約の金額：　消費税を含む契約総額
・契約の方法：　一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

報告第１１号

平成２９年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第２項の規定により報告する。

平成３０年９月３日提出

嬉野市長　村上　大祐

平成２９年度嬉野市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3民生費	1社会福祉費	地域福祉計画策定事業	28	1,641,000				1,641,000	1,641,000				1,641,000					
			29	2,107,000				2,107,000	2,106,600				2,106,600	400				400
			計	3,748,000				3,748,000	3,747,600				3,747,600	400				400

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3民生費	1社会福祉費	障がい者福祉計画策定事業	28	1,674,000				1,674,000	1,674,000				1,674,000					
			29	2,322,000				2,322,000	2,322,000				2,322,000					
			計	3,996,000				3,996,000	3,996,000				3,996,000					

報告第１２号

平成２９年度嬉野市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成３０年９月３日提出

嬉野市長　　村上　大祐

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	８．３	６９．３

※「－」は比率が算定されないことを表している。

報告第１３号

平成２９年度嬉野市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成３０年９月３日提出

嬉野市長　　村上　大祐

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備　考
嬉野市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第１７条第１号の規定により事業の規模を算定
嬉野市農業集落排水特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第１７条第３号の規定により事業の規模を算定
嬉野都市計画下水道事業 嬉野市公共下水道事業費特別会計	—	〃
嬉野市浄化槽特別会計	—	〃

※「ー」は比率が算定されないことを表している。

議案第７５号

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年嬉野市条例第３２号）の一部を別紙のように改正する。

平成３０年９月３日提出

嬉野市長　村上　大祐

理由　要綱の廃止及び制定に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年嬉野市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「嬉野市重度障害者等紙おむつ購入費助成事業実施要綱（平成１８年嬉野市告示第３４号）による重度障害者紙おむつ助成事業」を「嬉野市重度障がい者等紙おむつ購入費助成事業実施要綱（平成３０年嬉野市告示第６７号）による重度障がい者等紙おむつ助成事業」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第７６号

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年嬉野市条例第２９号）の一部を別紙のように改正する。

平成３０年９月３日提出

嬉野市長　村上　大祐

理由　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年嬉野市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第２号中「同条第９項」を「同条第１１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第７７号

嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について

嬉野市企業等誘致条例（平成２８年嬉野市条例第１７号）の一部を別紙のように改正する。

平成３０年９月３日提出

嬉野市長　村上　大祐

理由　地域再生法に基づく税制優遇措置による産業の振興及び雇用の拡大を推進するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例

嬉野市企業等誘致条例（平成２８年嬉野市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「課税免除」の次に「及び不均一課税」を加える。

第５条中「別表」を「第３条第１号に掲げるものについては別表第１に、同条第２号から第８号までに掲げるものについては別表第２」に改める。

第１０条第３号を次のように改める。

（３）　災害、倒産その他市長がやむを得ないと認める場合を除き、操業開始後５年以内に事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は事業が廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。

別表固定資産税の課税免除の項を削り、同表立地奨励金の交付の部製造業等の項中「３　固定資産税を免除される者については、固定資産税を免除する期間は、立地奨励金を交付しないこととする。」を削り、同部ビジネス支援サービス業等の項及び同表雇用奨励金の交付の部ビジネス支援サービス業等の項中「２　１に掲げる要件のほか、増設の場合は投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が１，０００万円以上であること。」を「２　増設の場合は増加した従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては５人以上、コンタクトセンターにあっては１０人以上であること。」に改め、同表中「

設備費補助金の交付	ビジネス支援サービス業等	１　従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては５人以上、コンタクトセンターにあっては２０人以上であること。 ２　１に掲げる要件のほか、増設の場合は投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が１，０００万円以上であること。	立地に伴う操業開始の日から１年を経過した日までの設備機器の取得又は賃借に要した経費	対象経費の２分の１相当額	立地につき１回限り	５，０００万円
研修費補助金の交付			立地に伴う操業開始の日から１年を経過した	対象経費の２分の１相当額	立地につき１回限り	１人につき２０万円

			日までの新規地元雇用者に対する研修に要した経費			
建物賃料補助金の交付		1　従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては５人以上、コンタクトセンターにあっては２０人以上であること。 2　１に掲げる要件のほか、増設の場合は投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が１，０００万円以上であること。 3　市の施設を賃借した場合は、交付しない。	本来業務の用に供する建物賃料（共益費等の附属費用を除く。）	対象経費の２分の１相当額（市以外から補助金の交付を受ける場合は、対象経費から当該補助金額を差し引いた額の２分の１相当額）	最初に賃料を支払った月から３年間	なし

」を「

設備費補助金の交付	ビジネス支援サービス業等	1　従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては５人以上、コンタクトセンターにあっては２０人以上であること。 2　増設の場合は増加した従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては	立地に伴う操業開始の日から１年を経過した日までの設備機器の取得又は賃借に要した経費	対象経費の２分の１相当額	立地につき１回限り	５，０００万円
研修費			立地に伴う	対象経費の	立地に	１人に

補助金の交付		５人以上、コンタクトセンターにあっては１０人以上であること。	操業開始の日から１年を経過した日までの新規地元雇用者に対する研修に要した経費	２分の１相当額	つき１回限り	つき２０万円
建物賃料補助金の交付		1　従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては５人以上、コンタクトセンターにあっては２０人以上であること。 2　増設の場合は増加した従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては５人以上、コンタクトセンターにあっては１０人以上であること。 3　市の施設を賃借した場合は、交付しない。	本来業務の用に供する建物賃料（共益費等の附属費用を除く。）	対象経費の２分の１相当額（市以外から補助金の交付を受ける場合は、対象経費から当該補助金額を差し引いた額の２分の１相当額）	最初に賃料を支払った月から３年間	なし

」に改め、同表を別表第２とし、附則の次に次の１表を加える。

別表第１（第５条関係）

奨励措置の種類	対象業種	対象要件等	対象固定資産税	課税免除又は不均一課税における税率	対象期間	限度額

固定資産税の課税免除	製造業等及びビジネス支援サービス業等	地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合	地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第3号に掲げる固定資産税	課税免除	立地後最初に義務を負う年度（以下この表において「初年度」という。）から3年間	なし
固定資産税の不均一課税	製造業等及びビジネス支援サービス業等	地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する場合	地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令第2条第3号に掲げる固定資産税	嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）第62条に規定する税率に10分の1を乗じて得た税率	初年度	なし
				嬉野市税条例第62条に規定する税率に3分の1を乗じて得た税率	第2年度（初年度の翌年度をいう。以下この表において同じ。）	
				嬉野市税条例第62条に規定する税率に3分の2を乗じて得た税率	第3年度（第2年度の翌年度をいう。）	

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に、改正前の嬉野市企業等誘致条例（以下「旧条例」という。）の規定により奨励措置の適用を受けていた者に係る当該奨励措置については、なお旧条例の例による。

諮問第２号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

記

住　所　佐賀県嬉野市塩田町大字久間丙４７５０番地
氏　名　坂本　兼吾
　　昭和２７年５月３０日生

平成３０年９月３日提出

嬉野市長　村上　大祐

理由　人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。

諮問第３号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

記

住　所　佐賀県嬉野市塩田町大字谷所乙１６１４番地７
氏　名　國政　幸二郎
昭和２７年１１月１９日生

平成３０年９月３日提出

嬉野市長　村上　大祐

理由　人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。